

各位

会 社 名 協 栄 産 業 株 式 会 社 代表者名 取締役社長 水 谷 廣 司 (コード番号 6973 東証第一部) 問合せ先 取締役専務執行役員 市 河 明 (TEL 03-3481-2111)

# 内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成27年4月27日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。(改定箇所は下線で示しております。)

記

### 1. 取締役・使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役会を毎月1回の定時開催のほか必要により臨時に開催して、取締役の業務執行の状況を監督します。毎月開催する経営会議においては、重要業務の執行が法令及び定款に適合して行われていることを確認するとともに、社長直轄の監査部が、グループ各部門の業務活動について、社内規則及び法令に対する順守状況等を内部監査します。

更に、当社は常時、法令順守が事業活動の前提であることを、役員及び従業員に徹底するとともに、コンプライアンス担当役員のもと、「コンプライアンス部」を中心として、企業倫理の充実と法令順守の徹底を図るべく、順法精神の啓蒙と教育、法令順守に関連するルールの整備を進めます。その一環として、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応することを徹底します。

また、総務部並びに顧問弁護士を相談及び通報の窓口とした社内通報体制を設置して、グループ会社内での、法令違反等の不正行為の早期発見と是正を図ります。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「取締役会議事録」「稟議書」等業務執行に係る重要文書は、法令並びに 社内規則に従い、適切に作成・保存・管理します。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理については、業務執行部門が各々責任をもって対応するとともに、全社的対応としては、管理部門内の主管部門が、担当分野毎に社内規則を制定し、教育、啓蒙活動、業務監査等を実施するなど、関係する業務執行部門と連携してリスクの回避、予防、管理に努めます。

また、リスクが現実化した場合には、各業務執行部門と管理部門内の主管部門とが、速やかに協議した上で対応します。

更に、重要な法務問題については、総務部が窓口となり、必要により顧問弁護士に 相談・確認しながら対応します。

## 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、特に重要な事項や社長の諮問事項については、トップミーティングにおいて審議することにより、取締役会の意思決定の迅速化を図るとともに、執行役員に対し権限の委譲を行い、業務執行の迅速化を図ります。

また、事業年度及び半期の事業計画を作成し、取締役会において意思決定するとともに、毎月開催する定時取締役会及び経営会議において月次予想に基づいて執行状況を監視します。

更に、実績及び予想については、全てIT化することにより関係者にデータを配布 して、効率化を推進します。

#### 5. 株式会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「協栄グループ管理運営規則」に基づいて、グループ間の適正かつ効率的な業務遂行を行うとともに、監査役及び監査部が子会社の監査をすることにより、適正な管理の実現を図ります。

また、毎月開催する経営会議において、グループ各社からの報告を受け、各々の業 務執行が適正に行われていることを確認します。

当社は、グループ会社のリスク管理について、グループ会社毎に所管部門及び統括 管理部門を置き、業務遂行の支援、指導を行うことにより、リスクの回避、予防及び 管理に努め、リスクが現実化した場合は速やかに対応します。

当社は、グループ会社を含む社内通報制度の設置により不正行為の早期発見に努めるとともに、コンプライアンス<u>部</u>を中心としてグループ各社に対する順法精神の浸透に努めます。

当社は、金融商品取引法及び関連法令に基づく財務報告の信頼性を確保するため、グループ全体で必要かつ適切な内部統制を整備・構築し、継続的に改善のうえ運用します。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性<u>及</u> び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の求めに応じて、監査役の職務を補助すべき使用人を置きます。<u>当</u> 該使用人の職務については、監査役の要請がある場合は、当該要請を極力尊重し、対 応します。

7. 当社<u>及び子会社</u>の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する事項<u>並びに報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないこ</u>とを確保するための体制

取締役は、会社<u>又はグループ会社</u>に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したとき<u>又は当該事実があることの報告を受けたときは、</u>法令に従い、直ちに<u>監査役又は</u>監査役会に報告します。また、内部監査の実施状況、社内通報制度による内部通報の状況及びそれらの内容について、速やかに報告します。

監査役は、取締役会、トップミーティング、経営会議等への出席、工場・営業所への往査、各事業部門及びグループ会社に対するヒアリングを通じて、報告を受けます。 当社は、「協栄グループ社内通報規則」を制定し、内部通報を行った者に対して、 解雇その他いかなる不利益取扱いも行わないこととしています。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、相互の 連携を図るため、年間監査予定、業績分析報告等については、監査部を加え、必要に より随時情報交換を行います。

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求を したときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でない と認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。